

第3章 最近の企業会計の動向との整合性についての検討

1. 退職給付会計

病院会計準則においても、従来から企業会計と同様に退職給与引当金の計上を規定している。企業会計においては、平成10年6月に企業年金制度の資産運用利回りの低下等を背景とし、国際会計基準との調和を図ること目的とした「退職給付会計基準」の公表を受け、全面的に退職給付債務に係る会計処理の見直しがなされている。もとよりわが国の医療機関においても退職一時金制度及び退職年金制度は既に広く定着しており、その大部分が確定給付型制度を採用していることから、企業会計と同様に退職給付債務の認識についての会計上の問題が生ずる。すなわち、退職一時金、退職年金は医療機関の従業員の労働提供に対する対価としての債務と認識されることになり、これにより積立不足分に対応する退職給付引当金の計上が必要となる。まして医療機関は非営利組織としてより積極的に財務の安定性を求められることからして、退職給付会計を導入することに異論はないと考える。

ただし、企業会計の場合と同様に、大規模医療機関においては積立不足額が多額になることも予想され、導入時の処理については別途検討が必要である。委員会においては、この所謂、負債サイドでの時価会計の導入に対し、資産サイドでの時価会計が全面的に認められていない現状においては、積極的導入は時期尚早との意見もあった。企業会計で認められた土地再評価法の適用等の必要となる資本安定化対策と併せて実施しなければ、返って表面的な財政状態の悪化を会計上表すことになり、会計情報として適切なものとはいえないとの主張である。

また、退職給付会計導入による事務処理負担の増加に関して、一定規模以上の比較的大規模な医療機関について退職給付会計の全面導入をし、一方、小規模な医療機関については簡便法の適用ないしは適用除外等の特例措置が必要との意見もあった。

2. 課税法人における税効果会計

医療機関の開設主体の内、民法第34条により設立された公益法人の一部ないしは国及び地方公共団体等により開設された施設に対しては、法人税法上非課税扱いがなされているが、医療法人に代表される民間開設主体については、一部の特例措置はあるものの、法人税法上は一般の普通法人と同様の取扱いがなされており、この意味においては課税法人となる。また、公益法人等に該当する場合でも、法人税法に定める収益事業を行う場合には、課税所得に対する法人税等を納付する義務が生

じ、税効果の問題が発生する。

税効果会計とは、企業会計における収益・費用の計上時期と税務計算上の益金・損金の計上時期に制度的なズレが生じる場合に、この部分に対応する税負担額相当額を税金の前払いないしは支払繰延べとして会計上認識し、貸借対照表に計上するものである。前述の退職給付会計の導入をはじめ、業種、業態を超えた比較可能性を確保するためには、企業会計の動向に足並みをそろえ、病院会計の中でも新しい会計手法を可能な限り積極的に取り込むことが必要となるが、この場合には併せて税効果会計の導入が不可欠となる。ただし、企業会計におけるあるべき当期配当可能利益の算出に趣があるのではなく、剰余金の配当が禁止されている医療法人については、あくまで当期に負担すべき税額の算定という期間の適正な業績評価に採用の積極的理由がある。

3. 金融商品会計（時価会計）

現行の病院会計準則では、資産の評価に関し取得原価主義が採用され、たな卸資産及び有価証券については、時価の著しい下落があった場合に、所謂、強制評価減（減損処理）が行われることとなっている。

一方、企業会計では、国際会計基準に対応すべく、平成11年1月に公表された金融商品会計基準に従い、時価会計への移行がなされている。時価会計の対象となる金融商品とは①株式などの持分請求権と②その他の契約に大別され、その中身である金融資産には、①現金、②預金、手形債権、売掛債権、貸付債権等の金銭債権、③株式その他の有価証券、④デリバティブ取引に係る契約によって生じる正味債権が該当し、金融負債には①手形債務、仕入債務、借入債務等の金銭債務、②デリバティブ取引に係る契約によって生じる正味債務が該当することになる。したがって、医療機関において上記金融商品が貸借対照表において計上される場合には、時価会計の適用の問題が生じることになる。

このように金融商品の中には有価証券のみならず一般債権全体が含まれることになるため、より適切な財政状況を把握するため医療機関においても同様の会計手法を採用することに異論はなかった。

金融商品会計の導入により、金銭債権については、債権の実質価額を算定するという理由から、これら債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更正債権等に分類し、この区分に応じた貸倒見積高を算定し、債権の評価勘定とする必要がある。

また、金融機関のペイオフ解禁により、医療機関においても国公債等の購入が進むことも考えられるため、金融商品会計の導入は必須と考えられる。有価証券につ

いて医療法人においては、「医療法人運営管理指導要綱」で「現金は、郵便官署、銀行、信託会社に預け若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。」と実質的に運用指導が行われており、定款例、寄付行為例においても同様の規定がおかれていることから、価格変動リスクの大きい有価証券はそもそも保有すること自体を想定していないが、確実なものであれば有価証券を保有している場合には時価会計の適用対象が考えられることになる。また、他の公的医療機関においてもそれぞれの運用規定において実質的に同様の取扱いがなされている。したがって、金融商品会計の導入によって、売買目的有価証券、満期保有目的債券、その他の有価証券に分類し、時価のあるものについては時価評価、ないものについては取得価額ないしは償却原価による評価を行うことが必要となる。

4. キャッシュ・フロー計算書

企業会計においては、資金情報に対する開示を目的としてキャッシュ・フロー計算書が財務諸表として位置付けられている。最近の経済情勢を受けて経営判断指標としてキャッシュ・フローに注目が集まっており、設備投資型かつ労働集約型経営の医療機関においてもその有用性が期待でき、今回の見直し試案では新たに財務諸表の一つとしてキャッシュ・フロー計算書を採用している。

キャッシュ・フロー計算書は資金の範囲を現金及び現金同等物として作成されたものであるため、一会計期間における歴史的事実としてのキャッシュ・フローの状況を客観的に表すことができ、事業活動の成果を表す損益計算書とは異なる観点から経営判断指標を提供するものである。

医療機関経営においても事業活動から生み出されるキャッシュ・フローを測定することができ、今後の経営効率化に対する重要な情報を提供するものとして期待される。また、設備投資等が多額になる傾向にある医業経営においては、事業活動からのキャッシュ・フローを増大させることと並んで設備投資に係る資金効率をいかに高めるかが経営課題となるため、財務諸表の中でのキャッシュ・フロー計算書の位置付けは重要なものになると考える。

5. 「公正なる会計慣行」への斟酌

(1) リース会計

企業会計では平成5年から6年にかけて「リース取引に係る会計基準に関する意見書」（企業会計審議会）、「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」（日本公認会計士協会）が公表され、これに合わせて企業会計関連法令等の整備

がなされている。これら会計基準等の公表により借り手側ではリース取引に関するオフバランス情報の開示が注記情報の充実という形式で具体化されている。

一方、病院会計準則においては、リース取引に関して財務諸表科目（費用・損失の部）の中で設備、器械の使用料などの費用（リース料、レンタル料）は賃借料として会計処理するという項目以外の記載はない。

医療機関は設備産業としての側面を有しており、医療機器等の高度化、高額化に伴い、今後ますますリース取引の活用が重要な経営課題となる中で、リース取引の経済実態を明確にする会計基準の制定は重要課題である。特にファイナンス・リース取引の内もっとも多いケースである所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する会計処理について企業会計の基準では、原則として売買取引として認識し、賃貸借処理を行う場合には、資産情報（取得価額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額）、負債情報（未経過リース料期末残高相当額）、及び損益情報（支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額）の注記が必要とされ、情報の充実を図っている。

このように、経営情報として重要な位置を占めるリース取引に係る会計処理については、業種・業態を超えた比較性の確保の意味からも企業会計と同様の処理を行うべきであり、病院会計の基準の中においても同様の基準を示す必要があるといえる。

(2) 企業会計基準への斟酌

医療機関の行う事業自体は非営利事業として位置付けられるとしても、その会計処理の側面においては、企業会計と大きく異なるところはない。現に医療事業を行っている開設主体は様々であるが、会計情報の開設主体間での比較性はもとより、業種・業態を超えた比較性の確保は、今後その必要性がますます高くなっていくものと考えられる。したがって、今後、企業会計が国際会計基準との調和を図り新たな会計手法を取り入れた場合、医療機関に特有の事情がなければ医療機関の会計においてもでき得る限りこれに従った会計処理の導入が望まれるところである。その意味においても病院会計の基準の中に企業会計に対する斟酌規定を新たに設け、その調和を図るべきである。

6. 連結財務諸表

企業会計において特に証券取引法適用会社では、個別財務諸表中心から連結財務諸表中心への会計情報の提供姿勢の変換が図られているが、本中間報告で検討の対

象とした病院会計準則は、その前提が施設会計基準である。法人組織等のグループ化の状況を表示する連結財務諸表は、そもそも概念的に施設会計には当てはまらないものである。したがって、施設会計を検討する上では、連結財務諸表に対する議論はなされていない。

第4章 「医療法人会計基準」イメージの概要

1. 「医療法人会計基準」策定の前提

医療法第52条において医療法人は、毎会計年度ごとに貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならないとされており、また、この財務諸表については債権者保護の観点から、債権者はいつでも閲覧することができるとされている。医療法人が行う会計処理については、病院事業及び診療所事業については病院会計準則により、介護老人保健施設事業については介護老人施設会計・経理準則により処理されることが望ましいとされているが、法人全体を統合した債権者の閲覧に供する貸借対照表及び損益計算書の作成基準は制定されていない。医療法人が行うことができる事業は上記のものに代表されるが、この他にも附帯事業、限定的であるが特別医療法人には収益事業も認められており、これらすべての事業を総括した法人全体の財政状態及び経営成績を、他の医療法人との比較性をもって提供するためには、統一的な表示基準の策定が不可欠である。

病院会計準則や介護老人施設会計・経理準則は施設会計基準であって、医療法人が一つの施設のみを開設している場合には、これらの基準等を適用することで法人全体の姿を表すことが可能となるが、複数の施設を開設し、複数の事業を運営している場合には、これら施設会計基準と整合した法人全体の状況を表すための表示基準がなければ、比較性をもち、かつ、債権者保護の趣旨に沿った財務諸表の作成は困難である。

したがって、本章で検討を試みる「医療法人会計基準」試案（以下「試案」と略称）は、病院会計準則等の施設会計基準を前提とし、主に債権者保護のための表示基準としての性格が強いものとなっている。医療法人以外の公的医療機関においては、それぞれの開設主体の種類により法律等で、または、独自に開設主体全体を表示するための会計基準が定められており、これに従う形でそれぞれの財務諸表が作成されている。これらのことを考慮すれば、全病院の6割近くを開設する医療法人においても統一的な表示基準の策定が望まれる理由である。表示基準としての性格に重点をおいたことにより、各事業の会計処理及び事業に関する詳細な報告様式は各施設会計基準ないし一般に公正妥当と認められる会計の基準によることを前提としている。そのため、特に附属明細表における事業別施設別の明細の記載内容に関して、「試案」では詳細な規定は設けていない。

また、「試案」は本中間報告で検討された病院会計準則の見直し試案を全面的に取り入れ、新たな表示基準を策定した場合のモデルケースとした。同時に、今後、公的医療機関等に対する各種規則等の改定を行う際の参考として活用されれば、病院にお

ける財務諸表の比較可能性が一層確保されるものと期待している。

2. 医療事業と施設別事業

医療機関においては様々な医療サービスを提供しており、これを類型化し区分表示することは有用な会計情報と考えられる。この類型化に当たっては、一つの医療法人で複数の医療施設をもち、また、種類の異なる複数の医療事業を行っている場合もあり、これらの状況を開設主体中心の視点に立って何らかの整理を行う必要が生じる。施設会計基準である病院会計準則等は、その視点が一施設にあるため、その施設が行う中心的な事業によって適用される会計処理基準が異なる結果となり、異なる医療事業を並列的に取扱うことは想定していない。しかし、視点を医療法人に移した場合、複数の医療事業を並列的に取り扱う必要が生まれ、施設を中心とした財務諸表を出発点として、類型化された各医療事業への組替え処理を行い、法人全体の医療事業をキーとした経営成績が表示できる形に整理しなければならない。そのため、今回の「試案」においては、法人が行う医療事業を中心とした分類・区分を主とし、施設ごとの経営成績については、各医療事業を構成する補足情報としての位置付けを採っている。

3. 財務諸表の構成と附属明細表の位置付け

「試案」において財務諸表として採用しているものは、病院会計準則の見直し試案（以下「見直し試案」とする。）で示されている貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書である。現行の病院会計準則で示されている利益処分計算書又は損失金処理計算書について見直し試案では、施設基準であることを理由とし、利益処分概念は法人全体に係るものとしてこれら計算書を削除し、剰余金計算として損益計算書に組み込んだ計算構造を採っている。これを医療法人という開設主体の視点で検討した場合、確かに利益処分概念自体は法人組織全体に係るものであるため、扱うとするならば法人全体の財務諸表ということになるが、医療法人は剰余金の配当が禁止されている非営利組織体であり、そもそも利益処分という概念自体がなじまない性質のものと考えられる。医療法人の行う剰余金の処理については、事業年度末において蓄積された剰余金を、法人外へ配分することではなく、施設整備、医療機器の整備、医療従事者の処遇改善等に充てる他、将来の設備投資等に備え内部留保として目的をもった積立を行うことに限られており、この意味においては出資者等の承認を前提とした剰余金の配分ではなく、あくまでも累積剰余金の特定目的化と国庫補助金等の積立に対する取崩処理を行う会計区分であるとの認識が妥当である。したがって、事業年度末における累積剰余金計算を行う損益計算書に繋げて、次期繰越剰余金額を計算する区分を設けることで、その目的は達成されると考えられるため、「試案」におい

でも見直し試案と同様に利益処分計算書又は損失金処理計算書を財務諸表としては採用していない。

「試案」では、本表たる財務諸表の会計情報を補足する情報として、附属明細表の充実を図っているが、この附属明細表に含まれる各明細表は大きく2種類に分類される。

第1に、財務諸表が医療事業の種類ごとに着目した損益計算構造を採用しているため、これら各医療事業を構成する施設別の状況を明らかにすることを目的としたものがあげられる。具体的には、「医業収益・費用明細表」、「施設運営事業収益・費用明細表」、「指定老人訪問看護事業及び指定訪問看護事業収益・費用明細表」及び「附帯事業収益・費用明細表」がこの分類に含まれる。

第2に、債権者保護の観点から財務諸表に表示される会計情報を補足する情報としての機能を有するものである。これについては、見直し試案で整理された附属明細表を基に、債権者保護のために必要と思われる情報を追加した構成となっている。見直し試案に追加された明細表としては具体的に、「本部費明細表」、「債務保証の明細」、「理事及び監事との間の取引明細表」、「理事及び監事に支払った報酬の額」及び「理事及び監事の兼務の状況明細表」がある。追加項目の検討に当たっては、企業会計における株主及び債権者保護を主たる目的として作成される商法計算書類に含まれる附属明細表の項目を参考とし、でき得る限り同水準の情報レベルを確保することに重点をおいている。

4. 附帯事業に関する考え方の統一

医療法第42条に定める附帯業務は、医療関係者の養成又は再教育、医学又は歯学に関する研究所の設置等8項目に渡り限定的に取り扱われている。「試案」においても原則としてここに示されている業務を附帯事業として認識し、附帯事業損益区分において表示することとしている。

「試案」においては既存の会計基準等の設定状況及び介護保険制度との関係に鑑み、指定老人訪問看護事業及び指定訪問看護事業及び介護事業については、改めて附帯事業に含まれることを明示し、その内、指定老人訪問看護事業及び指定訪問看護事業の会計処理に関して「指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・経理準則」を適用する旨を明確化している。ただし、訪問看護事業等は独立した施設をもって運営がなされている場合の外、病院等の施設の中で付随的に運営されている場合もあることから、その部分のみを抜き出して附帯事業損益に含めることが事務处理的に困難な場合には、医業損益区分に含めることも認めている。そのため、重要な会計方

針の中で指定老人訪問看護事業及び指定訪問看護事業に関する損益の処理方法を表示させることとしている。

なお、附属明細表においては、附帯事業関連として上記制度上の理由より、「指定老人訪問看護事業及び指定訪問看護事業収益・費用明細表」及び「附帯事業収益・費用明細表」2種類の明細を設け、さらに附帯事業収益・費用明細書は「介護事業」と「収益事業以外のその他の附帯事業」の2表から構成されている。

5. 収益事業（業務）に関する取扱い

特別医療法人が行う収益業務については、厚生省告示第108号により限定的に取扱われているが、その内容が薬品販売や配食サービス等多岐に及び、かつ、医療法人が行う本来事業に比し重要性が乏しいことから、運営している事業種類ごとの収益の区分表示とはせず、一括して収益事業収益として表示することとした。また、対応する収益事業費用については、施設会計基準の病院会計準則見直し試案で採用されている医業費用区分に応じた区分表示となっている。また、上記の理由から収益業務については、その業務内容を類型化することが困難であり、個々の重要性も低いと考えられることから、附属明細表での詳細な内容表示は省略している。

収益事業が準拠すべき会計処理基準に関しては、その対象とする業務内容が企業会計の対象とする業務内容と同じであるとの解釈から、「試案」においてはあえて具体的な適用規定を設けず、第2条「原則」の中で一般に公正妥当と認められる会計の基準への斟酌により企業会計と同様の会計処理を行うことを前提としている。

6. セグメント情報について

「試案」検討の当初から、医療法人の経営に関するセグメント情報のあり方の議論があったが、今回の「試案」では具体的な表示内容を明示するには至らなかった。医療機関に対するセグメント情報に関しては、社会保険診療事業と政策医療事業とを何らかの形でその計数的な概要を表示すべきとの議論が各方面からなされているが、その具体的定義や対応する費用配分方法等の表示の前提となる部分が現段階では不明確であり、会計情報としてはその妥当性を評価することはできない。また、セグメントのあり方についても医療機関の経営情報として上記以外にも、社会保険診療と自由診療、地域別、診療科目別等の様々な視点が考えられ、これらに対する十分な検討を行うにはもう少し議論の行方を見守る必要があり、現段階では時期尚早と思われる。

7. 連結財務諸表について

企業会計においては、実質的に親会社であると判定される会社は、その支配する子会社を連結して財務諸表を作成することとされている。特に証券取引法適用会社にあつては、連結財務諸表が中心となり、親会社単独の財務諸表は従たる会計情報として位置付けられている。

医療法人では、実質的に有価証券に対する保有規制があり、支配を目的として直接的に他の医療法人に対する出資ないしは他の会社等の株式等を保有することはないといえるが、人事、取引等を通じて実質的に支配関係にある非営利組織体ないしは会社等を有していると判断される場合も考えられる。この場合には、連結財務諸表が表すグループ全体の会計情報が有用といえる局面も想定できるが、各種の開設主体が存在する非営利組織体における連結会計のあり方に対し、今まで十分な議論がなされたこともなく、グループ情報としては連結財務諸表以外にも関連当事者間取引の開示等に対応することもできると考えられ、今後より慎重な議論が必要と考える。

したがって、本中間報告においては連結財務諸表をはじめとする医療法人グループに対する会計情報については特に採り上げていない。

8. 小規模医療法人に対する特例措置

医療法人はその規模から見た場合、一人医師医療法人から公的な大規模医療機関に相当する規模まで様々であり、これらに対して一律に基準を適用することは実務的に不可能である。企業会計における商法計算書類規則においても、会社を小会社、中会社、大会社に区分し、それぞれに作成すべき計算書類の範囲、監査役の監査の範囲等に差を設けている。今回の「試案」は、あくまでも大規模医療法人を想定して作成されたものであって、小規模医療法人に適用する場合には、一定の適用除外等の特例措置が認められるべきである。

適用除外の範囲については今後検討を重ねる必要があるが、企業会計においても証券取引法適用会社以外には作成義務のないキャッシュ・フロー計算書の省略や、商法計算書類の例にならい、附属明細表の一部について、その作成を免除すること及び実務的に負担の大きいと考えられる会計処理について簡便法の採用を認める等の措置が項目として挙げられよう。

小規模医療法人の範囲については、規模基準を大、小の2区分とするか、商法計算書類規則のように大、中、小の3段階ないしはそれ以上の区分を設けるか等については今後の議論が必要である。